

バドミントン競技部細則

○ 登録について

① 地域スポーツ団体等（地域クラブ活動）

- ア. 兵庫県中学校校体育連盟の定める規定通りに、登録申請を行い、認定を受けた団体であること。
- イ. 団体代表者・所属選手・登録コーチの全員が、その年度の日本バドミントン協会登録を行っていること。
- ウ. 活動拠点の確認のため、練習に使用している体育館の領収書または使用承諾書のコピーを必ず添付すること。（活動拠点として登録している体育館の前年度実績分）
- エ. 競技部が指定する日程までに、来年度の団体登録を行うこと。
- オ. 活動拠点は、登録時から5年間は原則変更できない。

② 代表者

- ア. 代表者は、兵庫県中学校校体育連盟が定める規定を遵守できる人物であること。
- イ. 代表者は、（公財）日本スポーツ協会公認バドミントンコーチ1以上の資格を有する人物であること。
※R8年度までに、コーチ資格取得を前提として登録を認める。
- ウ. 代表者が原則、試合会場への引率を行うこと。行えない場合は、審判員資格を持った登録コーチが代理として行うこと。
- エ. 引率者（代表者または登録コーチ）は、試合会場への選手の引率や当日の行動・体調に責任を持ち、管理すること。
- オ. 代表者は、20歳以上の者とする。
- カ. 代表者は、登録時から3年間は原則変更できない。

③ 登録コーチ

- ア. 登録コーチは、日常的に練習に参加し、選手の育成に関わっている人物であること。
- イ. 登録コーチは、（公財）日本バドミントン協会公認3級審判員資格以上の資格を有していると。
- ウ. 登録コーチは、20歳以上の者とする。
- エ. 登録コーチの変更がある場合は、年度内に1人のみ行うことができる。

④ 所属選手

- ア. 所属選手は、活動団体での活動に常時参加していること。
- イ. 所属選手（2・3年生）は、登録年度の4月の始業式前日までに所属団体から登録を行うこと。
- ウ. 所属選手（1年生）は、登録年度の4月中に所属団体から登録を行うこと。

○ 大会参加について

- ① 活動拠点に該当している市区郡町大会に出場できることとする。
- ② 同じ市区郡町に、出場団体がなく予選が成立しない場合は、必ず上位大会を運営している競技部に連絡を入れ、代表を公正に決定すること。

（例）淡路地区より出場 … 県中体連バドミントン競技部へ連絡

予選が成立しない市より出場 … 地区中体連バドミントン競技部へ連絡

- ③ 団体戦に出場の場合は、同じ地域スポーツ団体等（地域クラブ活動）の中に5人以上の選手に出場の意思があり、所属地域スポーツ団体等（地域クラブ活動）の代表者の了承があれば参加できる。